

音楽科における伴奏に関する研究

－ 範唱音源・伴奏音源が登場した経緯と目的の検討を通して－

高橋 雅子*・松本 陸希**・高橋 佳那***

A Study of Accompaniment Music Used in Music Classes

－ Examination of the Circumstances and Objective behind Using Accompaniment Music －

TAKAHASHI Masako*, MATSUMOTO Riki**, TAKAHASHI Kana***

(Received September 22, 2022)

本研究は、範唱音源・伴奏音源が登場した経緯と当初の目的及び事例について論じることを通じて、音楽科における伴奏の存在意義と範唱音源・伴奏音源の望ましい活用のあり方について再考することを目的としている。まず、大正末期から急速に台頭した音楽鑑賞教育、鑑賞教育における範唱及び範唱音源の活用について論じることによって、その位置付けについて明らかにした。さらに、伴奏音源の始まりと変遷について論じ、初のカラオケレコードが「教育用」小学校伴奏レコードであったことや目的を踏まえ、伴奏の存在意義、範唱音源・伴奏音源の活用方法を再考した。その結果、現在のように伴奏の代替として音源を使用するのではなく、教師によるピアノ伴奏が前提とされていたこと、音源の鑑賞を通して曲趣を味わい、批評の眼を養っていたことが明らかになった。

はじめに

研究の背景として、近年の教員採用試験において「受験者の負担軽減」を理由に音楽（ピアノ演奏・ピアノ弾き歌い）が廃止される傾向にあること、現在、小学校の音楽授業において教員がピアノ伴奏をせずに範唱音源・伴奏音源（カラピアノ）を使用する割合が高くなっていることが挙げられる。揚原ら（2017）は、このような小学校におけるピアノ伴奏の現状について、次のように述べている。（p.118）

音楽科の活動の中で、実際には児童への指導は殆ど行われないが、欠かすことが出来ないものにピアノ演奏がある。～（中略）～ところが近年CDによる伴奏が教材の一部として普及して、教員自らその非言語コミュニケーションの良さを放棄してしまうケースが残念ながら増えてしまった。

本研究は、範唱音源・伴奏音源が登場した経緯と当初の目的及び事例について論じることを通じて、音楽科における伴奏の存在意義と範唱音源・伴奏音源の望ましい活用のあり方について再考していく。

1. 学校教育へのレコード導入と音楽鑑賞教育

1-1. 学校教育へのレコード導入

レコード及び蓄音機は、「大正から昭和初期にかけての市場拡大、ダンピングによる価格の低下が影響して急速に普及（済川，2012，p.179）」した。この時期には海外から著名な演奏家が来日、市販レコードは邦楽や流行歌の人気が高かったが、「日本の楽壇の充実に伴い、洋楽の人気も次第に高まり、海外のレコードが多数輸入されるようになった（済川，2012，p.179）」ことは特筆されよう。国内のレコードは、1931（昭和6）年に日本ビクターが邦楽及び洋楽レコードを販売、実際に西洋芸術音楽のレコード販売が拡大したのは、1935（昭和10）年のビクター洋楽愛好家協会会員募集とそのレコード販売、1936（昭和11）年『ビクター家庭音楽名盤集』の登場の影響があったとされる。一方で、流行歌の隆盛について堀内（1942）は次のように述べている。（pp.387-388）

* 山口大学教育学部，〒753-8513 山口市吉田1677-1，masako.t@yamaguchi-u.ac.jp **（株）河合楽器製作所 *** 東京音楽大学大学院音楽研究科修士課程

音楽に於いても此の15年間の變化は甚だ大きい。

昭和初年の音楽は享樂的な浮薄な流行歌がレコード企業の自由競争に煽られて急速に全國へ播き散らされたのを以て最大の特徴とする。その一方には洋樂がラジオとレコードに依つて著しく普及し、外國追隨的氣風をもひろげつつあつたと共に、高級な洋樂の持つ氣高さ力強さが新興青年層に受入れられ、～略～

大正末期頃、世界のレコード界はラジオの圧迫を受けて甚だしい悲境に陥っていたとされる。その結果生まれたのが「ラジオの電氣的増幅方法を利用した電氣吹込方法であり、ラジオの再生方法を利用した電氣蓄音機」であった(堀内, 1942, p.390)。

この時期に学校教育にレコード及び蓄音機が導入されたことは、自然な流れだっただろう。月刊誌『教育音楽』の目次一覧には、1930(昭和5)年5月に「学校に常備したいレコードの紹介」、11月に「鑑賞レコード実態調査」、1932(昭和7)年5月に「小学校における鑑賞教育用レコード表」、8月に「小学校における音楽鑑賞レコード一覧(小出浩平)」、1934(昭和9)年12月に「音楽鑑賞用レコード吹き込みについて」、1935(昭和10)年3月に「児童鑑賞レコードの指導法の考察」、1938(昭和13)年9月から1939(昭和14)年6月に「レコード鑑賞教育①～⑥」、11月に「新しいレコード紹介」と記載されている(pp.61-73)。一方、唱歌のレコードについては、「昭和8・9年頃の童謡レコードは、曲種『童謡』が主軸であったが、唱歌のレコードでは、ほとんどの会社が文部省編纂『新訂尋常小学唱歌』を発売(鯨井, 2017, p.186)」していたことは特筆される。

1-2. 「教材レコード」の選定と生産

木村(1993)は「教育用レコード」について「『教育レコード』と『教材レコード』が包含され」ているとした上で、「音楽鑑賞教育教材レコードがまず生産され」、その後について「小学校用器楽範奏レコードが生産された」と述べている(p.72)。

昭和22年の『学習指導要領・音楽編(試案)』の巻末の「鑑賞用音楽レコード一覧表」は、「教科書局第二編修課が中心となり、約10か月かけて体系的に作ったもの(木村, 1993, p.72)」である。そのレコードは、当初「各レコード会社が手持ちの原盤の中から、選択されるのであるから、その範囲は狭く限定されて(平尾, 1952, p.301)」いると思われていた。実際は、鑑賞用レコードを現物化するため、芸術課が中心となって関係各課係官の連絡協議会をもって方法を協議、関係官庁及び業界との折衝に当たった結果、各方面・GHQの援助により輸入レコードから製作資材の放出、免税品としての取り

扱いをすることになった(木村, 1993, p.72)。関係者は「教育用蓄音機レコード総合協議会」と称し、その後毎月一回の協議会を開いていたとされる。

1-3. 音楽鑑賞の意義とレコードの役割

真篠(1972)は、音楽鑑賞の意義について、「音楽を楽しんで聞くこと」「音楽を味わって聞くこと」にとどまらず、「音楽を美的対象として受け入れること」あるいは「楽曲の音楽美を、聞く人の心の中に惹き起こすこと」とまとめている(p.8)。また、音楽鑑賞における楽曲・演奏・聞き手の相互関係として、「作品としての楽曲と、これを鑑賞する聞き手との間に演奏という活動がある」ことが音楽が他の芸術と異なる点であると指摘している(真篠, 1972, p.8)。この演奏について、真篠(1972)は「作曲者は、自分の楽曲がより理想的に演奏されたときの効果を予想して作曲している」ことから、「鑑賞の対象としての演奏は、できるだけ理想的に演奏されたものでなくてはならない。このような観点から、名演奏家の演奏によるレコードなどが重要な役割を果たすことになる」と述べている(p.9)。真篠(1972)は、当時の小学校における音楽鑑賞指導のねらいについて、「すぐれた音楽に数多く親しませ、よい音楽を愛好する心情を育て、音楽の美しさを味わって聞く能力と態度を育てることにある(p.1)」としている。その聞かせ方のいろいろな方法や機会があるなかで、レコードは、「あらゆる種類や演奏形態の音楽を必要に応じて自由に選択し、何度でもくりかえして聞かせることができるという利点がある」ことから、「音楽鑑賞指導において、レコードの活用が重要な地位を占め、大きな役割を果たしてきた」のである(真篠, 1972, p.1)。

2. 音楽鑑賞としての範唱及び範唱音源

ここでは、大正末期から急速に台頭した音楽鑑賞教育について論じることによって、範唱及び範唱音源の位置付けについて明らかにしていく。

2-1. 音楽鑑賞法の研究

供田(1996)は、「大正末期から昭和初期にわたるわが国の音楽教育界に、音楽教育多様化の先駆けとして急速に台頭をみた」のは「音楽鑑賞教育」であったと述べている(p.356)。その理由として、「19世紀末から20世紀初頭にかけて飛躍的な発展を遂げつつあった西欧、とりわけアメリカ合衆国の鑑賞教育が喧伝されたこと」、そして直接引き金になった理由として「何といたっても当時のわが国にみられた蓄音機やレコードの著しい普及発展」を挙げている(供田, 1996, p.356)。

供田は、当時の関係参考図書をいくつか紹介している。

1930（昭和5）年の『鑑賞を主とした尋五の唱歌教育』（草川宣雄著）の内容は、「34曲の唱歌教材に6曲の鑑賞用レコードを交え、教師と児童の問答を通して鑑賞指導を行う」というもので、「取り扱いの手順が、いかにも具体的かつ実践的なところから、多くの教師たちの関心を呼んで」いたのである（供田，1996，p.357）。また、1935（昭和10）年の『音楽鑑賞指導の実際』（山田耕筈著）の内容は、「自作を含めた33曲を、低・中・高学年の3段階に区分し、低学年の描写音楽に始まって独唱曲から独奏曲へと進み、高学年の弦楽4重奏曲や管弦楽に及んでおり、楽曲ごとに、解説の要点と指導者への注意事項が丹念に述べられている」というものだった（供田，1996，p.358）。これと共に、山田耕筈選『標準音楽鑑賞教育レコード』が発売されている。



【図1 山田耕筈選『標準音楽鑑賞教育レコード』広告】
木村博文（2013）『月刊誌「教育音楽」で迎える一協会90年のあゆみ』p.91より抜粋

2-2. 青柳（1923）の提唱した範唱・範唱音源の重要性

青柳（1923）は、唱歌教授について「唱謠することが唱歌教授の全部であり、音楽教育が之に依って完成し得るものであると誤解し、終始歌はしむるのみで、他を顧みなくとも怪しむ人がいない」と批判し、「歌ふと云ふ以前に、必ず聴くと云ふ働が第一になければならぬ」と述べている（pp.280-281）。すなわち、「最も能く聴き得る者は、最も能く歌い得るもの」であり、「下手な聴き方をする者は、矢張り稚拙な歌い方をする者」なので「感情も技巧も確實さを缺いて居る」のである（青柳，1923，p.281）。そして、「最も能く聴かしめ得る教師は、亦最も能く歌はしめ得る教師である（青柳，1923，p.281）」と教師の範唱の重要性について言及している。そして、このような教師について「斯くして最も完全に音楽教育の目的を遂行し得る教師である。この意味で、より能く

聴かしめただけでも、音楽教育の目的を大半を達したと言つて可い（青柳，1923，p.281）」と述べている。唱歌教案において、次のような事例がある。（青柳，1923，pp.251-252）

教授

（イ）、歌曲の全部を二回ほど範唱を示して傾聴せしめる。

如何に感じたるか、各自に感想を述べさせる。（鑑賞的作業）

（ロ）、更に二回範唱を示し児童に黙唱せしめる。

鑑賞教材と唱歌教材の関係については、次のように述べている。（青柳，1923，p.285）

鑑賞教材と唱謠教材とは、如何なる関係を保つべきであろうか。時には唱謠教材と同形同趣なるも可なるべく、時には異形異趣なるも妨げない。具体的に言へば、尋常三學年に於て『豊臣秀吉』の歌曲を授けたる場合に、中學唱歌所載の『豊太閤』の歌曲を鑑賞教材として授くるが如きは、その内容形式は全く同形同趣である。

もちろん、鑑賞教材の種類におけるバランスは重要である。（青柳，1923，p.285）

鑑賞に資すべき音楽の種類に就ては、器樂、聲樂、其の何れを探るも任意であるけれども、出来得べくんば、各種類に涉りて普遍的に鑑賞せしむる事が、廣くその能力を教養することが出来る。

2-3. 津田（1924）の提唱した鑑賞教育としての範唱

津田（1924）は、「教育音楽は知情意未分の世界の陶冶を目的としてゐるからその結果は全人格の上に現はれる（p.509）」と述べた上で、この目的のために教育音楽において行われる作業を性質によって次のように区別している。（p.509）

1. 内部生命の躍動を音楽に表現する事により内部生命を誘導發展せしめる方法

唱歌、唱歌劇、樂器練習、即興的に行ふ兒童作曲

2. 音楽を聴く事により内部生命の躍動を刺激活動せしめ此れが進展を計る方法

教師の獨唱獨奏、兒童の獨唱獨奏、交互唱、問答唱獨唱と齊唱若くは合唱との聯唱、綜合唱歌、對話唱歌、レコード鑑賞、音楽會。

津田（1924）は上記の2はすべて「音楽鑑賞教育」とした上で、「レコード利用のみが鑑賞教育ではない」と

述べている (p.510)。ここでは、唱歌主義の教育音楽と鑑賞教育 (レコード鑑賞) との関係から、教師の範唱を取り上げる。(津田, 1924, p.510)

(イ) 教師の獨唱

未知曲、已知曲何れも兒童に理解感得出来る様に要點を説明し與へ、又はその曲についての由來等を語り與ふる事レコードの獨唱曲を聴かせると同様である。唯レコードよりも兒童の親炙してゐる教師である故彼等の感應はレコードの比にあらずである。但し一般の場合に於ては伴奏のない事が餘程曲趣を弱くする。此の方法は最も平凡ありふれた方法で最も効果のある方法である。

このように、唱歌の一変形か教師の演奏によっても鑑賞教育は行われるが、「各種の音楽に亘って演奏する」要求より生まれたものが、「レコードによる音楽鑑賞教育」である(津田, 1924, p.512)。この方法が他の鑑賞方法に勝っている点は、「各種の音楽を極めて手軽に聞く事を得」という点にある(津田, 1924, p.512)。そして鑑賞教育であっても唱歌を中心とする方法は、「兒童の生産再製即發表、表現を主とする鑑賞とレコード鑑賞の様に受容、感入を主とする鑑賞とは」「發達過程に従つてその分量に加減をつけなければならない」と述べている(津田, 1924, p.512)。

2-4. 芸能科音楽における範唱・範唱音源

「芸能科音楽」の目的について、井上(1940)は次のように述べている。(p.66)

芸能科音楽ハ歌曲ヲ正シク歌唱シ音楽ヲ鑑賞スルノ能ヲ養ヒ國民的情操ヲ醇化スルモノトス

井上(1940)は、鑑賞教材を「聲樂教材」と「器樂教材」に大別した上で、實際兒童が歌唱する教材に関係のある「聲樂教材」や「器樂教材」を選択して鑑賞させる場合について次のように述べている。(pp.189-190)

(イ) 「歌唱教材」及「演奏教材」をそのまま理想的に演奏したもの

兒童が歌唱する「歌唱教材」なり、又は器樂として演奏する教材をそのまま理想的に演奏したものを教師の演奏、或は音樂會、ラヂオ、レコード等によって鑑賞させる。

(ロ) 「歌唱教材」及「演奏教材」の組織を變更した演奏をしたもの ~略~

(ハ) 「歌唱教材」及「演奏教材」の題材なり、或は樂曲の形式・内容等に連關のある鑑賞教材 ~略~

また、教師が声の「美しさ」について指導するにあ

たり、音楽的な教養を高めるべきとしている。(井上, 1940, p.237)

音楽的の教養を高める為にはつとめて良い音楽に接する機会を多くすることである。ラヂオに、蓄音機に、或ひは演奏會に、あらゆる機会を利用して「良い音楽」に接することが、音楽的の教養を高める上に最も必要なことである。

さらに、「放縱な發聲の矯正法」として「反省の習慣」が重要とした上で、例としてレコードによる鑑賞について述べている。(井上, 1940, p.242)

(ハ) 反省の習慣

常に自分の發聲及他人の發聲について反省し、批判する様な態度を訓練する方がよい。レコードを聞かせる様な場合にも特にその發聲に對して注意させる。

鯨井(2017)は、芸能科音楽で鑑賞教育が法制化する前の授業案を取り上げ、童謡や唱歌レコードと、それを歌う童謡歌手の役割を検討している。そこでは、小出浩平が「童謡歌手が模範とは明言せずとも、鑑賞教育の授業案では童謡歌手が歌う唱歌レコードを使って歌声を聴き分け、批評する目を持つことを指導していた」事例を挙げている。また、「日本コロムビアで唱歌レコードの制作に関わった井上武士も、唱歌レコードを模範とすることに慎重な構えを見せていた」とされる(p.1)。つまり、童謡歌手や彼らが歌うレコードは、「子どもたちの歌唱方法の直接の模範というより、発声、歌声、歌い方を聴き分け、批評の眼を養う上で用いられ、法制化前に鑑賞教育の下地を作った(鯨井, 2017, pp.1-2)」のである。この時期の師範学校における鑑賞指導において、次のような証言が見られる。(鈴木, 2005, p.38)

名曲のレコード鑑賞の他、授業で取り組んでいる歌唱教材の範唱レコードを聴いた。蓄音機を使用したけれども、あまりよい音はしなかった。鑑賞指導に関するカリキュラムは特に決まっていなかった。

これまでの内容を踏まえると、当時の唱歌レコードは歌唱の模範とされておらず、あくまで発声や歌い方を聴き分け、批評の眼を養うこと、すなわち歌唱教材の範唱音源は鑑賞指導に使用されていたことが明らかである。

3. 伴奏音源の始まりとその変遷

3-1. 教育用伴奏音源としてのカラオケ・カラピアノ

カラオケの語源は、「空(から)のオーケストラ」の略語という説が一般的である。したがって、ピアノ伴奏のみの伴奏音源である「カラピアノ」は「空(から)のピアノ」の意味であり、この用語は「カラオケ」が広

まった後に「カラオケ」をまねて使われるようになったと考えられる。現在、「カラピアノ」は指導書付属の指導用CDに収録されており、特に教員採用試験で音楽（ピアノ演奏・ピアノ弾き歌い）の廃止傾向が顕著な小学校において、音楽科で多用されていることは容易に想像できる。

齋藤（2011）は、音楽教科書に付属しているCDの「カラオケ」「カラピアノ」の用語の意味について、次のように説明している。（p.2）

小・中学校での授業で使われている音楽科教科書に付属している鑑賞用CDには、範唱に続いて伴奏用として、カラオケとカラピアノがある。そこでのカラオケは、複数の楽器を用いた伴奏音源であるのに対して、カラピアノはピアノのみを用いた伴奏音源である。

また、教育用伴奏音源における「カラオケ」「カラピアノ」という両方の用語の初出について、次のように述べている。（齋藤，2011，p.2）

教育芸術社は、文部科学省学習指導要領準拠「小学校音楽指導用CD」の平成17～20年度版から、「カラオケ」と「カラピアノ」という用語を用いて2種類の伴奏音源を収録している。

「カラオケ」「カラピアノ」の用語が単独で登場したのは、筆者らが収集できた音源では「カラオケ」は1969年出版の教育出版社の指導用レコード、「カラピアノ」は1989年出版の教育芸術社の指導用テープであった。

3-2. 日本初のカラオケレコード：小学校伴奏レコード

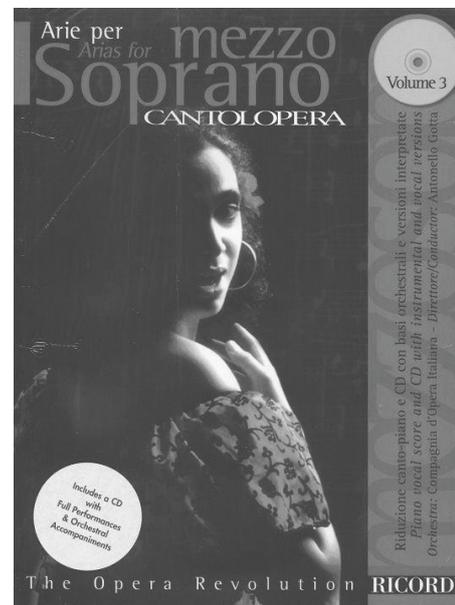
音楽科で使用されている「カラピアノ」という用語は「カラオケ」の用語が広まった後に使われるようになったと思われるが、カラオケレコードが初めて作られたのは、「教育用」の小学校伴奏レコードであった。

鍛冶（2010）は、「日本初のカラオケレコードは、1962年に小学校で歌う唱歌の伴奏レコード（A面歌入りで、B面は伴奏のみ）をLPレコードで作成したのが最初と言われる（p.53）」と述べている。また前川（2009）は、「イタリアのリコルディ社が、オルガンによる教科書の歌の練習用の伴奏レコードを出していた。音楽文化研究家の長田暁二氏はそれを見つけて、昭和37年、文部省事務所に提案し、LPレコード6枚セット（1学年1枚ずつ）の小学唱歌の伴奏レコードをつくるため、NHK交響楽団のメンバーに演奏を頼んだ（p.26）」と述べている。以上の内容を踏まえると、日本初のカラオケレコードは、NHK交響楽団のメンバーによる小学唱歌の伴奏レコード（B面）ということになる。

現在では、「カラオケ」は日本の文化として世界中

で親しまれているが、実は、日本で初めてのカラオケレコードはイタリアのリコルディ社の歌の練習用の伴奏レコードを参照したものであり、「教育用」の小学校伴奏レコードが最初に作成されたことは大変興味深い。

リコルディ社は、ライブツィヒで音楽出版の技術を学んだミラノの出版者ジョヴァンニ・リコルディ Giovanni Ricordiによって1808年に設立された出版社である。リコルディ社のサイトによると、「ジョヴァンニがミラノ劇場で使用されるすべてのオーケストラと歌の資料をコピーするよう依頼された1814年に、スカラ劇場と密接な協力を始めました」と記していることから、古い歴史を持つことが明らかである。リコルディ社は、当時から伴奏のみの音源を出版し、現在でも楽譜と伴奏CDをセットで発売したり、オケ版を収録したりしている。図2は、リコルディ社がヴォーカル・スコアとセットで販売している「CANTOLOPERA」という商品である。



【図2】メゾソプラノのためのアリア集

https://www.lekiosqueamusique.com/ALBUMS_DE_CHANTS/392-arie-per-mezzo-soprano-volume-3-cantolopera-9790041390994.htmlより抜粋

「CANTOLOPERA」はカラオケ・オペラの意味であり、リコルディ社がヴォーカル・スコアとセットで販売しているレーベルである。このレーベルのポイントは、通常の録音のほかに管弦楽伴奏のみのトラックも収録されていることである。

3-3. 伴奏音源の変遷

表1は、筆者らが収集した教育用伴奏音源の発行年、タイトル、音源における伴奏の用語等を一覧にまとめたものである。また近年では、「カラオケ」や「カラピアノ」だけではなく、「カラプラス」という用語も指導用CDに登場している。

【表1 教育用伴奏音源の変遷】

年	タイトル（音源）	教科書会社	音源における伴奏の用語	用語の説明	その他
1962	続新標準小音範唱レコード	教育出版	指導用ピアノ伴奏	ピアノ伴奏のみの音源だった。	A面にピアノ伴奏と合唱、B面にピアノ伴奏のみが収録されていた。
1969	教出の音楽用指導用レコード	教育出版	オーケストラ カラオケ エレクトーン 木管五重奏 邦楽合奏	用語にあるような様々な演奏形態で収録されていた。「オーケストラ」と「カラオケ」は、主旋律と伴奏が様々な楽器で演奏されており、特に差異がないように聴こえた。	図6の演奏形態に書いてある①②③のような番号は、それぞれ別になっておらず、連続で演奏されていた。
1978	友社の音楽指導用レコード	音楽之友社	ピアノ ギター オーケストラ カラオケ	「オーケストラ」と「カラオケ」は、主旋律と伴奏が様々な楽器で演奏されており、特に差異がないように聴こえた。	曲によって、ピアノやギター、オーケストラなどの伴奏楽器が異なっていた。
1989	指導用テープ	教育芸術社	カラピアノ	ピアノのみの音源が収録されていた。	合唱のパート練習やピアノ伴奏のみの音源があった。
1996	小学生のおんがく指導用CD	教育芸術社	伴奏	複数の楽器と子どもたちの声で収録されていたり、主旋律と伴奏が複数の楽器で収録されていたり、ピアノ伴奏と子どもたちの声で収録されていたり、ピアノ伴奏のみで収録されていたりと、様々であった。	同じ曲でも、「歌唱」や「伴奏」のように、複数の形態でされていた。
2002	新しい音楽4指導用CD	東京書籍	カラオケ カラピアノ	「カラオケ」は主旋律と伴奏が複数の楽器で収録されており、「カラピアノ」はピアノ伴奏のみが収録されていた。	同じ曲でも、「歌唱用」と「器楽用」で分けられているものもあった。

3-4. 続新標準小音範唱レコード（1962）

ここでは、筆者らが収集した教育用伴奏音源（表1参照）で最も古いレコードを紹介する。

1962年、日本コロムビア株式会社によって制作された「続新標準小音範唱レコード〈教育出版『標準小学校の音楽』より〉第5学年」である。伴奏に関する用語は、「指導用ピアノ伴奏」と記載されている。

このレコードは、A面に範唱（ピアノ伴奏と合唱）、B面にピアノ伴奏のみ（カラピアノ）が収録されている。曲は、「1. 花のまわりで」「2. 小鳥のゆめ」「3. 子ねこのおどり」の3曲で、B面は同3曲のピアノ伴奏となっている。



【図3 続新標準小音範唱レコード A面】



【図4 続新標準小音範唱レコード B面】

4. 指導事例にみる範唱音源・伴奏音源

4-1. 1977（昭和52）年の事例1：指導の展開例から

ここでは、昭和52年の『改訂 小学校学習指導要領の展開 音楽科編』に記載されている「指導の展開例」をもとに、範唱音源・伴奏音源が具体的にどのように使用されていたのか、明らかにしていく。

「指導の展開例」においては、伴奏が次のように取り扱われている。

キ 伴奏の響きを聴いて歌うこと。また、互いに歌声や楽器の音を聴き合って演奏すること。（第1学年、第2学年）

① 指導目標

伴奏の響きを聴きながら、一人でのびのびと歌ったり、みんなで声をそろえて歌ったりする楽しさを味わわせる。（下線は筆者による）

このように、歌唱活動においては「伴奏の響きを聴きながら」、一人またはみんなで歌うことを重視している。

② 指導のねらい

伴奏の響きを聴きながら、曲趣を感じて歌わせる。（下線は筆者による）

指導目標と同じく「伴奏の響きを聴きながら」歌う活動であるが、伴奏の響きによって曲趣を感じることを指導のねらいとしている。

③ 展開

ピアノ（またはオルガン）の伴奏を静かに聴かせる。（下線は筆者による）

ピアノ（またはオルガン）の伴奏のみを聴かせる活動は、現在の音楽の授業では一般的ではない。

範唱レコードまたは伴奏を伴った教師の範唱を聴かせる。（下線は筆者による）

ピアノ（またはオルガン）の伴奏のみを聴かせた後、範唱レコードや伴奏を伴った教師の範唱を聴かせるという活動を取り入れている。

伴奏や伴奏との響き合いの中で気付いたことなど発表させる。（下線は筆者による）

今までの活動から、伴奏や伴奏を伴った歌唱の響き合いに着目させている。

このように、指導目標が「伴奏の響きを聴きながら」歌唱することであり、教師による伴奏を伴った範唱や範唱レコードを聴かせて、伴奏や伴奏と歌唱の響き合いを考える活動が「指導の展開例」として示されていることは興味深い。

4-2. 1977（昭和52）年の事例2：範唱音源・伴奏音源のジャケット（裏面）から

教育用伴奏音源は、これまで述べてきたように1962年のレコード（NHK交響楽団によるカラオケ、日本コロムビア制作のピアノ伴奏）に始まり、カセット、CDという変遷に伴って、全国の学校現場へと普及した。ここでは、1977（昭和52）年当時、伴奏用レコードをどのように使用することが推奨されていたのか、実際のレコードジャケット（裏面）の記載内容をもとに論じていく。

この教育用範唱音源・伴奏音源は、1978年に日本コロムビア株式会社が制作した「友社の音楽指導用レコード（中学校用）歌唱・伴奏 第3学年-①」である。伴奏に関する用語は、「ピアノ、ギター、オーケストラ、カラオケ」が使用されている。このレコードの伴奏は、ピアノやギター、オーケストラなど様々な形態で収録されており、「カラオケ」と表記されていた音源は、主旋律と伴奏が様々な楽器で演奏されている。



【図5 音楽之友社の音楽指導用レコード（中学校用）歌唱・伴奏 第3学年-①】



【図6 図5のレコードジャケット（裏面）】

「友社の音楽指導用レコード（中学校用）歌唱・伴奏 第3学年-①」では、「夜明けの歌」「コロラドの月」「故郷の人々」の3曲の伴奏音源が収録されている。この3曲の伴奏音源を実際に聴いてみると、主旋律と伴奏が様々な楽器で演奏されており、一般的な「カラオケ」のような伴奏形態で収録されていた。また「コロラドの月」の解説には、以下のように記載されている。なお、下線は筆者による。

この曲は、わが国では十数年前からポピュラーソングとして良く歌われた。旋律的には分散和音形での跳躍と、半音進行が多いのが特徴である。レコードを良く聞くことによって、これらの歌い方を会得するようにしむけよう。(a)

また、一部分二部合唱になっているが、簡単な合唱であるので、このハーモニーを味わって鑑賞しよう。(b)

なお、形式は、4小節動機の、a(繰り返し)b a'の、わかり易い、三部形式になっているので、このことについてもレコードにより学習することが必要である。カラオケの伴奏でも歌わせ、やわらかいムードを味わうと一層効果的である。(c)

上記の(a)から、このレコード(範唱音源)を良く聴き、分散和音形での跳躍や半音進行を意識した歌い方を会得することを目的としていることが分かる。(b)から、範唱音源は、合唱のハーモニーを味わうという「鑑賞」としての使われ方をしているということが明らかである。現在、指導書に付属している範唱CDは子どもたちによる歌唱が多いが、このレコードの範唱は大人による合唱が収録されており、鑑賞することにより曲趣を感じることができるよう制作されていたと考えられる。

(c)から、教師の伴奏でも歌わせ、また、カラオケの伴奏でも歌わせることで、この曲特有のやわらかい雰囲気を作り出すことを目的としている。

これまで述べてきた内容を踏まえると、1977年当時の歌唱の授業では、「歌うこと」だけが主体となっているわけではなく、旋律の音形や形式、曲の雰囲気を味わう範唱音源による「鑑賞」の活動も取り入れられていたことが明らかである。教師による「ピアノ(またはオルガン)の伴奏を静かに聴かせる」活動は、「伴奏の響きを聴きながら」歌唱する目標を達成するために効果的であろう。また、伴奏音源は基礎的な歌唱方法や音楽的な雰囲気(曲趣)、ハーモニーなどを味わう目的で活用されており、あくまで教師によるピアノ(オルガン)伴奏が主体となって授業が進められていたことは重要なポイントである。

5. 伴奏の意義と伴奏音源の活用

5-1. 伴奏とは

伴奏とは、『広辞苑』によると、「楽曲の主要声部・主要旋律を引き立たせるために付け加えられる声部」であり、また、「そうした声部を演奏すること」と定義されている。

このような「楽曲の主要声部・主要旋律を引き立たせるため」の意味としての「伴奏」は、声楽曲の伴奏の成り立ちと関係が深いと思われる。文部省(1955)によると、伴奏は、近代和声学が確立された1700年代ごろ以降

の声楽曲には原則として伴奏が不可欠であると考えられるようになり、その原因として、下記の4点を挙げている。(p.46)

- ①不安定、不正確になりやすい人声による音楽表現に、器乐的な正確な高度を示す必要があること
- ②音楽の発達に伴い、旋律だけでは物足りなく感じられるようになったこと
- ③音楽の基盤となす和声は、四重音が最良と考えられるようになったこと
- ④各種の楽器が急速に進歩発達したことによって伴奏の必要性が認識されるようになったこと

(文部省編著(1955)『小学校学習指導書 音楽科 輪唱・合唱編』教育出版株式会社 pp.79-93より)長島礼(2017)「小学校音楽科の授業で必要とされる教師のピアノ技能に関する一考察」p.46より抜粋

5-2. ピアノ伴奏の意義：インタビュー調査

授業を通じた器楽・声楽におけるピアノ伴奏の比較、またピアノ伴奏の意義を明らかにする目的で、T音楽大学大学院ピアノ専攻生にインタビュー調査を実施した。以下に、その概要をまとめる。T音楽大学におけるピアノ伴奏の授業は、器楽の伴奏は室内楽実習、声楽の伴奏は伴奏法という授業に分類されている。

(1) 器楽の伴奏：室内楽実習

- ① 室内楽実習では、音楽的表現もそれに伴う音量も、ピアノの主張は必須とされている。したがって、控えめな演奏については、問題点として指摘される。
- ② ①から、器楽の伴奏は旋律を奏でる楽器とピアノの立場はほぼ対等という位置付けである。伴奏法という授業科目名ではなく、室内楽というジャンルに区分されることから明確であろう。

(2) 声楽の伴奏：伴奏法

- ① 伴奏法では、音楽的表現もそれに伴う音量も、ピアノの主張は室内楽ほどは求められない。むしろ主張が強すぎると(特に音の大きさ)、それを指摘される。
- ② 室内楽と対照的に、声楽の伴奏は完全に声楽の立場が優勢とされる。なぜなら、同じ音楽の旋律を奏でるもの同士ではあるが、ピアノという楽器と声楽の音質や音量、歌詞の有無などの違いを踏まえることが必要だからである。

声楽の醍醐味は、歌詞といっても過言ではないだろう。ピアノが室内楽のような主張を持って弾くと、声楽は楽器のように通りやすい音ではないので歌詞がかき消されてしまう。したがって、室内楽と比較して声楽の伴奏はデリケートである。言語によっては子音ではなく母音とピアノの音を合わせなければ

ならないことから、ピアノ伴奏者はとにかくよく声楽を聴きながら弾くことが要求され、すぐに声楽とのバランスが崩れてしまうおそれがある。

しかし、とりえず弱く平坦にピアノを奏できれば良いという訳ではない。いかに「出過ぎず」に「声楽を最大限に引き立て、彩りを添えられるか」が重要なのである。

以上のインタビューの内容に関連して、著名なピアノ伴奏者による「伴奏の意義」について挙げる。

マーティン・カッツMartin Katz (2012) は、声楽の伴奏において「歌詞を正確に表情豊かに伝える」ことについて、次のように述べている。(p.57)

音楽作りをすると同時に、歌詞を正確に表情豊かに伝える、というのは歌手だけの義務ではない。当然ピアニストにも同じだけの責任がある。歌手とピアニストは2人とも、歌詞と音楽の共同管理人であるわけだが、ピアニストの役目は、歌詞の裏に暗示されている意味、言うなれば〈サブテキスト〉にまでわたっている。歌手が何かを言葉で表現したら、ピアニストはその情報と経験を増幅し、拡張するのだ。

また、ジェラルド・ムーアGerald Moore (1959) は「伴奏の価値というものには真に立派な音楽にあらわれてくるものであって、伴奏者は相手との間の適当な協力関係があるように常に配慮すべきである (p.10)」とした上で、「責任を分け合う」重要性について次のように述べている。(pp.10-11)

人の注意を受けるのは彼が伴奏している相手のヴァイオリニストあるいは声楽家のおかげを蒙っているためである。そして何よりそれは作曲家のおかげである。ピアニスト自身、責任を分け合うことによってうける利益はきわめて多い。それは彼自身の仕事をはるかに興味あるものとさせ、それにもまして敏感な独奏家の重荷を軽くすることにもなるからである。

5-3. 指導者による伴奏と伴奏音源の活用

教師用指導書の著者である小原 (2015) は、歌唱の伴奏について、指導者による伴奏と伴奏CDによる伴奏にはそれぞれ特徴があり、「活動の場面にに応じて使い分けると効果的 (p.27)」としている。指導者による伴奏の特徴は、次の通りである。(小原, 2015, p.27)

指導者による伴奏は、目の前の子供たちの状況をつかみながら自在に対応できるのが特徴です。フレーズごとに旋律を繰り返し歌って覚える、音程やリズムが曖昧なところは部分的に取り出して歌う、状況に応じて速度を変えて歌う、などといった臨機応変な伴奏は、あらかじめ録音されているCDなどには望めません。(下線は筆者による。)

これは、長島 (2017) による研究「教師が鍵盤楽器を使用した時と指導用CDを使用した時のメリット・デメリット」の結果と一致する。例えば、教師が鍵盤楽器を使用した伴奏におけるメリットとして、「テンポを変えられる (p.47)」「必要な部分を繰り返し聴くことができる (p.47)」という「臨機応変な伴奏」に対する意見が多く、指導用CDを使用した伴奏におけるデメリットとして、「正しい音 (音高) を身に付けたい時に、音取りができない (p.47)」という意見が見受けられる。小原 (2015) が指摘しているように、指導者による伴奏では子どもたちの状況に合わせた臨機応変な対応が可能であるが、その臨機応変な対応は、当然伴奏CDには望めないのである。このように、伴奏CDに頼った授業には、限界があるということが分かる。

また、伴奏CDによる伴奏の特徴について、小原 (2015) は次のように述べている。(p.27)

いわゆるカラオケですから、指導者が演奏するピアノやオルガンの伴奏のような柔軟な対応は望めません。そのかわり、豊かな音色をバックにたいへん気持ちよく歌うことができます。(下線は筆者による。)

伴奏CDは、指導者の生の伴奏のように柔軟な対応をすることは難しく、いわゆる「カラオケ」としての伴奏音源にしか過ぎないということである。

これまで述べてきたように、カラオケとは、「オーケストラ演奏の代用品」として今日に至っており、あくまで歌う側が「歌のないオーケストラに合わせて歌う」ものなのである。

上記の「豊かな音色をバックにたいへん気持ちよく歌うことができます」の「豊かな音色」については、近年の伴奏CDにおける演奏形態の多彩さから伺うことができるだろう。現在の伴奏CDの演奏形態は、オーケストラ(カラオケ)をはじめ、金管楽器だけのもの(クラブラス)、ピアノだけのもの(カラピアノ)などが収録されていて、指導場面にに応じて様々な音色の伴奏を活用することができる。前述の通り、伴奏音源が作成された当初は、基礎的な歌唱方法や音楽的な雰囲気(曲趣)、ハーモニーなどを味わう目的で活用されており、あくまで教師によるピアノ(オルガン)伴奏が主体となって授業が進められていたのである。小原 (2015) も指導者による臨機応変な伴奏を推奨していることから、伴奏CDを作成する側の姿勢は一貫しているように思われる。

おわりに

本研究においては、範唱音源・伴奏音源の登場の経緯と目的について、次の結論を導いた。

・範唱音源：大正末期から急速に台頭した音楽鑑賞教育・レコードの普及に伴って登場し、「模範」というより、発声、歌声、歌い方を聴き分け、批評の眼を養うことを目的に使用されていたこと

・伴奏音源：リコルディ社の影響を受けて日本初のカラオケレコードとして小学校伴奏レコードが登場し、あくまで教師によるピアノ（オルガン）伴奏が主体となって授業が進められ、伴奏の響きを聴きながら歌唱したり、伴奏音源によって音楽的な雰囲気（曲趣）、ハーモニーなどを味わったりする目的で活用されていたこと

歌唱における伴奏の意義は、「歌詞を正確に表情豊かに伝え」、「その情報と経験を増幅し、拡張」することであり、独奏家と「責任を分け合う」立場にある。音楽科においては、「臨機応変な伴奏」も重視されている。

将来小学校教員を目指す学生が、カラピアノをはじめとした伴奏音源には頼らず、音楽の授業では自分の「生」の伴奏で指導したいと考えていることは、調査結果からも明らかである。それにも関わらず、多くの小学校教員はピアノ技能に対して苦手意識を持っており、範唱音源・伴奏音源に頼っているのが実態である。伴奏音源を作成する側が指導者による伴奏を推奨している事実を踏まえると、この伴奏音源を授業で活用する側の問題となってくるだろう。

伴奏音源が作られた目的や将来小学校教員を目指す学生の想いと、小学校教員の実態との乖離をできるだけ解消することについて、木村ら（2018）は大学教員の立場から、「より実践的なレベルで学生がしっかりと課題意識をもって主体的に取り組むことができるように指導の改善を図ることが必要である（p.6）」と述べている。

本研究で範唱音源・伴奏音源が登場した当初の目的や事例を通して、現在のように伴奏の代替として音源を使用するのではなく、教師によるピアノ伴奏が前提とされていたこと、範唱音源・伴奏音源の鑑賞を通して曲趣を味わい、批評の眼を養っていたことが明らかになった。

今後は、伴奏音源の限界を理解せずに使用している現場の教員を対象に、伴奏音源の限界と「いわゆるカラオケ」としての利便性の認識を促した上で、より望ましい範唱音源・伴奏音源の活用方法の提供を課題として、研究を続けていきたい。

引用・参考文献

掲原祥子、久住庄一郎、原田圭、竹内由紀子（2017）「小学校における音楽教育への提言」『千葉大学教育学部研究紀要』第66巻第1号
井上武士（1940）『国民学校芸能科音楽精義』教育科学社
小原光一（2015）『小学生のおんがく1 教師用指導書

研究編』教育芸術社

鍛冶博之（2010）「カラオケの商品史（1）」『社会科学』
木村次宏、篠原友里（2018）「小学校教員養成段階におけるピアノ基礎技能習得の意義—学校現場において求められる音楽的資質能力の育成を目指して—」
木村信之（1993）『昭和戦後 音楽教育史』音楽之友社
木村博文（2013）『—月刊誌「教育音楽」で迎える—協会90年のあゆみ』日本教育音楽協会
鯨井正子（2017）「童謡レコードの教育的意義」博士論文要旨
鯨井正子（2017）「童謡レコードの教育的意義」国立音楽大学博士論文
齋藤忠彦（2011）「歌唱表現におけるカラオケ使用時の大脳皮質前頭部・側頭部の活動の特徴：—無伴奏、カラピアノ使用時と比較して—」『音楽教育学』
鈴木慎一郎（2005）「国民学校発足期の師範学校における鑑賞指導—『標準師範学校音楽教科書』の分析と香川県師範学校の事例を中心に—」『音楽表現学』Vol. 3
済川貴（2012）「『レコード音楽読本』にみる野村光一のレコード観」『音楽文化教育学研究紀要』XXIV
津田昌業（1924）『音楽鑑賞教育』十字屋楽器店
長島礼（2017）「小学校音楽科の授業で必要とされる教師のピアノ技能に関する一考察」『教育学論究』
平尾貴四男（1952）「これからの音楽鑑賞教育」『音楽教育講座（第2巻）学習指導篇』河出書房
堀内敬三（1942）『音楽五十年史』鱒書房
前川洋一郎（2009）『カラオケ進化論—カラオケはなぜ流行り続けるのか—』廣済堂あかつき
真篠将（1972）『音楽の鑑賞指導』明治図書
文部省（1960）『小学校 音楽指導書』教育出版
Gerald Moore（1944）, *The Unashamed Accompanist*, [邦訳：ジェラルド・ムーア（1959）大島正泰訳『伴奏者の発言』音楽之友社]
Martin Katz（2009）, *THE COMPLETE COLLABORATOR : The Pianist Partner*, [邦訳：マーティン・カツ（2012）茂木むつみ、上杉春雄訳『ピアノ共演法 パートナーとしてのピアニスト』音楽之友社]
RICORDI（2018）Chi siamo（最終閲覧日：2022年9月2日）<https://www.ricordi.com/it-IT/About-us.aspx>
音楽之友社（1978）「友社の音楽指導用レコード（中学生用）歌唱・伴奏 第3学年—①」
教育芸術社（1989）『音楽3』指導用テープ
教育芸術社（1996）『小学生のおんがく』指導用CD 1年①
教育出版（1962）「続新標準小音範唱レコード」
教育出版（1969）「教出の音楽指導用レコード」
東京書籍（2002）『新しい音楽4』指導用CD